

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年6月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100060号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300006号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年10月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成26年4月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求者のA社における平成28年7月21日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成28年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年4月1日から平成31年4月1日まで
② 平成26年12月15日
③ 平成27年7月29日
④ 平成28年7月

私は、請求期間①においてA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録がないことに納得できない。また、請求期間②、③及び④において同社から賞与の支払を受けていたので、賞与記録がないことに納得できない。調査の上、各請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成26年4月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細票及び事業主から提出された給与一覧表(以下「給与明細票等」という。)並びに事業主の回答によると、請求者は、当該期間においてA社に勤務し、事業主から給与の支

私を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社は、平成26年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。当該期間においては適用事業所ではないものの、履歴事項全部証明書によると、同社は、平成23年9月8日に設立し、当該期間も事業を継続していることが確認できることから、同社は当該期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

さらに、日本年金機構は、請求者に係る資格取得時の標準報酬月額について、給与明細票等から判断すると9万8,000円が妥当である旨回答している。

一方、給与明細票等によると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成26年4月1日であると認められ、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、平成26年4月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間①のうち平成26年10月1日から平成31年4月1日までの期間について、給与明細票等及び事業主の回答によると、請求者は、当該期間においてA社に勤務し、事業主から給与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該期間のうち、平成31年2月1日から同年4月1日までの期間は、既に保険給付の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間として記録されていることが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成26年10月1日から平成31年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文該当期間として記録されていることが確認できる。給与明細票等によると、請求者は、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の平成26年10月1日から平成31年2月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間（既に保険給付の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者として記録されている期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当該期間について、給与明細票等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において、既に記録されている標準報酬月額と一致していることが認められる。

3 請求期間④について、請求者から提出された給与明細書及び事業主から提出された給与一覧

表（以下「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、請求期間④において事業主から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

なお、請求期間④の賞与支払年月日については、事業主の回答から平成 28 年 7 月 21 日とすることが妥当である。

一方、賞与明細書等によると、請求者は、請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の A 社における平成 28 年 7 月 21 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 28 年 7 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間②及び③について、賞与明細書等によると、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、賞与明細書等によると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該期間は既に厚生年金保険法第 75 条本文該当期間として記録されていることが確認できる。

なお、賞与明細書等において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録において、既に記録されている標準賞与額と一致していることが認められる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。